

2024年3月21日

事務担当者様

「基準給与変更届」について

日本ITソフトウェア企業年金基金

**【第1年金】(事業所番号10XXXX または 30XXXX)**

第1年金の「第1基準給与」は、毎年4月1日時点の厚生年金の標準報酬月額が当年9月まで、10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額が翌年3月まで適用されます。

3月までの「第1基準給与」と4月1日時点の厚生年金の標準報酬月額が相違している場合、標準報酬月額に合わせて4月分からの「第1基準給与」を変更する必要があります。このための届出が「基準給与変更届」です。

● 4月1日付の「基準給与変更届」の届出が必要な加入者

○前年11月～当年4月を改定月とする「月額変更届」を日本年金機構(年金事務所)へ提出し、厚生年金の標準報酬月額が前年10月時点から変更になった方

「4月1日時点の厚生年金の標準報酬月額」とは「4月分(5月末日納付)の厚生年金保険料の基礎となる標準報酬月額」のことです。従前の「第1基準給与」と4月分時点の厚生年金の標準報酬月額を突き合わせ、一致しなかった方が届出の対象となります。

**【第2年金】(事業所番号20XXXX または 30XXXX)**

第2年金の変額コース採用の事業所における「第2基準給与」は、毎年4月1日時点の状況に基づく口数が当年9月まで、10月1日時点の状況に基づく口数が翌年3月まで適用されます。

10月2日から4月1日までの間に口数の基礎となる状況(厚生年金の標準報酬月額、役職、基本給、勤続年数など)に異動があり、口数を変更するべき方がいる場合は、「基準給与変更届」の届出が必要です。

定額コース採用の事業所は、届出の必要はありません。

## 【届出方法】

### ●ITS基金届出システム「ペンション・プラス」

画面入力とデータ投入の2つの入力方法があります。詳細は当基金ホームページで公開している「ペンション・プラス」のマニュアルをご参照ください。

トップページ > 事業主・事務担当者のページ > ITS 基金届出システム「ペンション・プラス」  
[https://www.its-kikin.or.jp/04\\_jigyonushi/jigyonushi01\\_06\\_2.php](https://www.its-kikin.or.jp/04_jigyonushi/jigyonushi01_06_2.php)

※画面入力の場合は届出の登録後に「届出モード終了」ボタンを押下することで届出(または届出の予約)が完了します。

※データ投入用CSVを作成するための補助となるExcelファイルの提供依頼を「ペンション・プラス」の「加入者情報提供依頼」画面から行うことができます。

※「ペンション・プラス」では異動年月日の2週間前から届出の予約が可能になります。本年4月1日を変更年月日とする「基準給与変更届」は3月18日から届出の予約が可能です。

※基準給与に変更がある方のみ届出をご作成ください。健康保険・厚生年金の算定基礎届と異なり、**全員分を届出していただく必要はありません。**

※第1基準給与・第2基準給与は、変更がある箇所のみ変更後の基準給与をご入力ください。

※4月1日変更の「基準給与変更届」については、対象者がいない場合の「基準給与変更不該当届」の届出は不要です。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)

(ご参考)

【共通】

Q1 「基準給与変更届」はいつまでに届出すればいいですか？

A1 本年4月1日変更の「基準給与変更届」は、掛金計算の締切日(5月1日)までに届出を完了すれば、届出の内容が4月分掛金の計算に算入されます。締切日までに届出が間に合わなかった場合は、届出があった月の掛金で遡及分が調整されます。

【第1年金】

Q2 健康保険の標準報酬月額等級が「月額変更届」の提出により650千円から710千円に変更になりましたが、第1基準給与欄で「710000」を選択できません。

A2 第1基準給与は、“厚生年金の標準報酬月額”に連動して変更になります。この例の場合、厚生年金の標準報酬月額は上限の650千円のまま変更がありませんので、「基準給与変更届」の届出は不要です。

Q3 4月に昇給がありました。4月1日変更の「基準給与変更届」を届出する必要がありますか？

A3 「月額変更届」による随時改定は、起算月から連続する3ヶ月間の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額等級が従前と比べて2等級以上変動していた場合に、4ヶ月目を改定月として届出します。

この例の場合、4月～6月の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額等級が従前と比べて2等級以上上がっていた場合には、7月を改定月とする月額変更届を届出します。

したがって、4月1日変更の「基準給与変更届」を届出する必要はありません。「月額変更届」や「算定基礎届」の提出により、標準報酬月額等級が1等級でも変わった場合は、10月1日変更の「基準給与変更届」を届出する対象となります。

※年間平均や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例などの例外あり

Q4 10月に基本給の昇給があり、1月を改定月とする「月額変更届」を管轄の年金事務所へ提出しました。基準給与変更年月日欄に「1月1日」と入力しようとしたところ、選択肢にありません。

A4 「基準給与」の変更時期は4月1日と10月1日の年2回に限定されています。

この例の場合、「月額変更届」の改定月は1月でも、「基準給与」の「変更年月日」は4月1日となります。

4月・10月以外の時期に厚生年金の標準報酬月額に変動があった場合、第1年金の「基準給与」とは一致しない期間があります。標準報酬月額の変動以降、最初に到来する4月または10月に突き合わせ、一致させる届出が「基準給与変更届」です。

#### 【第2年金】

Q5 当社は第2年金を実施しており、口数が1口の定額コースを採用しています。口数を3口に増やしたいのですが、「基準給与変更届」を届出すれば可能ですか？

A5 「ペンション・プラス」では、「選択可能な口数×1000」の値以外は第2基準給与欄に入力できないよう制限してあります。

定額コースの口数の変更や定額⇔変額のコースの変更を行うには、当基金の規約を変更する必要があります。変更された規約の適用年月日以降、最初に到来する4月または10月に「基準給与変更届」を届出させていただきます。

事例によっては関東信越厚生局への相談が必要な場合もありますので、このような口数の変更を検討されている場合はお早めにご相談ください。